

山梨県営柚ノ木発電所などの売電に係る入札

質問回答書

第1回 回答（質問受付日：令和8年6月9日）

番号	質問内容	回答
1	<p>仕様書の第9項 環境価値メニューの設定において、以下2プランの記載がありますが、これは両方のプランの設定が必要なのでしょうか？ あるいはどちらか一方の設定のみでもよろしいでしょうか。</p> <p>プラン①（使用する電力を水力100%とみなすプラン） プラン②（使用する電力を実質再エネとするプラン）</p>	<p>どちらか一方のみの設定ではなく、両方のプランを設定する必要があります。</p>

第2回 回答（質問受付日：令和8年6月16日）

番号	質問内容	回答
2	<p>・入札説明書 10 入札保証金及び契約保証金(2)契約保証金 「規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。」とありますが、 落札後、契約の際に、該当事実を証明する書類の提出は必要となりますでしょうか。</p>	<p>一般競争入札参加資格審査申請書により、山梨県財務規則第109条の2の規定に該当する者が審査を行い、該当しない者は、落札者決定から契約締結までの間に、契約保証金の納付、もしくは保証書の提出が必要となります。</p> <p>落札後、契約保証金の免除を証明する書類の提出は必要ありません。</p>

第3回 回答（質問受付日：令和8年6月17日）

番号	質問内容	回答
3	<p>・仕様書「9 環境価値メニューの設定」の（1）環境価値電力料金メニューについてです。</p> <p>現行の非FIT 非化石証書の制度上、1月から12月に発電された電力に関する非化石価値について、証書の取得年度4月から3月に需要地点に供給された電力に活用されるため、1月から3月に発電された電力の非化石価値については、同1月から3月に供給された電力には活用できないものと認識しています。</p> <p>参考：非化石価値取引について－再エネ価値取引市場を中心に－ 11頁 資源エネルギー庁 2023年2月9日 https://www.renewable-ei.org/pdfdownload/activities/01_ANRE_230209_RE-Users.pdf</p> <p>本件についてアフリーマッチングを行う認識ですが、上記期間についてどのように検討されておりますでしょうか。</p> <p>例：1月から3月に供給される電力については、電力量のみマッチングさせたいうえで、非化石価値については前年4月から12月に発電された同等の電力の非化石価値をオフセットさせる、など。</p>	<p>非化石証書については、1月から3月に需要家へ供給した電力に対して、前年1月から12月に発電した電力に係る非化石証書を使用し、その非化石価値をオフセットすることで考えています。</p> <p>なお、環境価値メニューのプラン①につきましては、1時間単位ではなく、30分単位で発電した電力量と需要家に供給した電力量をマッチングさせた上で、非化石価値をオフセットすることを想定しています。</p>
4	<p>・環境価値を付加した電力料金メニューの単価設定は、落札した企業に一任するという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>電力料金メニューの料金単価は落札者に一任しますが、環境価値相当分の加算単価は仕様書のとおりに設定いただくものとし、販売前に確認をさせていただきます。</p>